

女川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第Ⅱ期）

令和2年 4月 1日
女川町長
女川町議会議長
女川町教育委員会
女川町選挙管理委員会
女川町代表監査委員

女川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、女川町長、女川町議会議長、女川町教育委員会、女川町選挙管理委員会、女川町代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の時的立法期間である平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間のうち、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の計画期間とする第Ⅱ期計画とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため必要な組織を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況等の達成状況の点検等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標及び目標を達成するための取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり各部局共通の目標を設定する。また、目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【1】現状把握・課題分析

1 女性職員の採用割合・職員採用試験受験者の女性割合

年度	H28		H29		H30	
	採用割合	受検割合	採用割合	受検割合	採用割合	受検割合
女性数	7人	19人	7人	10人	3人	8人
総数	26人	34人	21人	21人	14人	21人
割合	26.9%	55.9%	33.3%	47.6%	21.4%	38.1%

2 離職率の男女差

年度	H28	H29	H30
女性数	5人	5人	5人
総数	19人	19人	24人
割合	26.3%	26.3%	20.8%

※離職数には、再任用、任期付を含む。

3 超過勤務の状況

年度	H28	H29	H30
時間外勤務・休日勤務の職員1人あたりの状況	33 時間	16 時間	17 時間

4 管理職の女性割合

年度	H28	H29	H30
女性管理職数	2 人	2 人	2 人
管理職総数	16 人	15 人	15 人
割合	12.5%	13.3%	13.3%

5 各役職段階の職員の女性職員数

年度	H28	H29	H30
課長・所長	2 人	2 人	2 人
参事・課長補佐	8 人	6 人	6 人
主幹・係長・主査	15 人	18 人	18 人
女性職員総数	59 人	59 人	60 人

6 男女別の育休取得率・平均取得期間

年度	H28		H29		H30	
	取得率	平均期間	取得率	平均期間	取得率	平均期間
男性の取得	0%	0 日	0%	0 日	0%	0 日
女性の取得	100%	406.3 日	100%	540 日	100%	436.3 日

※前年度に育休取得し育休期間が翌年度までになっている者は、前年度の平均期間に計上

7 男性の配偶者出産休暇等の平均取得日数

年度	H28	H29	H30
男性の取得	2 日	2 日	2 日

※「—」は該当なし。

8 セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

年度	H28	H29	H30
相談窓口の設置	設置済	設置済	設置済
相談件数	0	0	0

※ 現状把握及び課題分析には、派遣職員を含まない。

【2】目標

- 女性職員の年次休暇の平均取得を 10 日以上取得する。
 - ・年次休暇の取得目標を定め、各職員へ年次休暇の取得を促す。
- 妊娠中及び出産後における配慮をする。
 - ・母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- 育児休業等を取得しやすい環境を整備する。
 - ・育児休業制度等の周知を図るとともに、特に、男女共同参画を背景とし、男性職員の育児休業の取得促進について職場の意識改革を図る。
- 時間外勤務を職員当たり平均 15 時間以下に縮減する。
 - ・小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務等を制限する制度について周知徹底を図り、災害時等の緊急の場合を除き当該勤務の抑制を促す。

